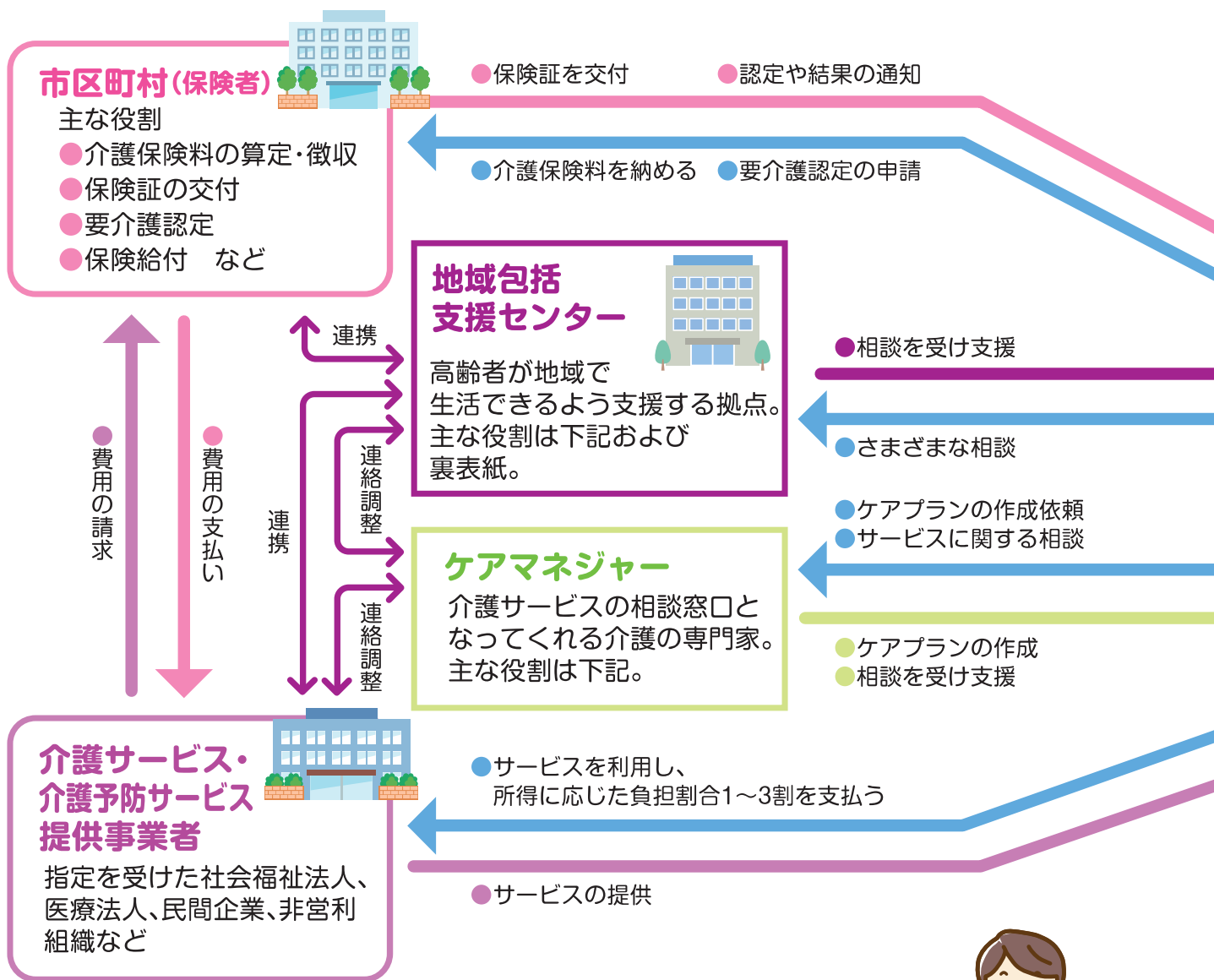




介護保険制度のしくみ

保険料はみんなで支える制度です。

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の方（被保険者）の保険料と公費を財源に市区町村が運営をしています。



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。
→詳しくは20ページ及び裏表紙。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員という「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



介護保険の被保険者証 交付と負担割合証

「介護保険被保険者証」

介護保険被保険者証	
被保険者	番号
	住所
	氏名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
	交付年月日 令和 年 月 日
	保険者番号並びに保険者の名称及び印

介護保険サービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。
65歳以上の方⇒65歳になる月までに交付されます。
40～64歳の方⇒認定を受けた場合に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- ・要介護認定を申請(更新)するとき・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき

「介護保険負担割合証」

介護保険負担割合証	
交付年月日 令和 年 月 日	
被保険者	番号
	住所
	氏名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
	保険者番号並びに保険者の名称及び印

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方
 (要介護認定⇒4～5ページ)

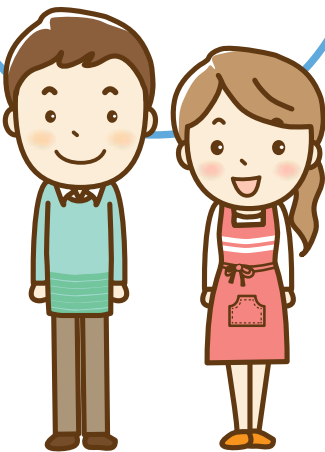
※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
 ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

65歳以上の方
 (第1号被保険者)



加入者(被保険者)

年齢で二つの被保険者に分れます。



40～64歳の方
 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた方。
 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

◆上記の病気の対象(特定疾病)

がん末期	初老期における認知症
脊髄小脳変性症	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
関節リウマチ	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
多系統萎縮症	筋萎縮性側索硬化症
脳血管疾患	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
後縦靭帯骨化症	骨折を伴う骨粗鬆症
閉塞性動脈硬化症	早老症
脊柱管狭窄症	慢性閉塞性肺疾患